

飼育動物診療施設の届出内容別提出書類一覧

項 目	届出書類				添付書類 ^{注1)}						
	開設届 (様式 第1号)	変更届 (様式 第2号)	休止・ 再開届 (様式 第3号)	廃止届 (様式第4 号)	平面図	注3) (様式 第5号 の1)	注4) (様式 第5号 の2~ 6)	(様式 第6号)	注5) 獣医師 免許証 (写)	注6) 定款	
開設届	新規開設	○			○	△	△		○	△	
	開設者の変更 ^{注2)}	○			○	△	△		○	△	
	診療施設の移転	○			○	△	△		○	△	
	往診診療⇔在宅診療への変更	○			○	△	△		○	△	
	全面改築又は建替え	○			○	△	△		○	△	
変更届	開設者の住所、氏名、名称の変更		○								
	診療施設の名称変更		○								
	住居表示の変更		○								
	構造設備の変更		○		○						
	管理者の氏名、住所の変更		○						△		
	診療を行う獣医師の変更		○						○		
	診療業務の種類の変更		○								
	定款の変更		○							△	
	放射線 診療装 置等	更新・設置・台数変更・廃止		○		○	△	△			
		機種、定格出力の変更		○		○	△	△			
予防措置の変更			○		○	△	△				
放射性同位元素の廃止			○					△			
診療施設の休止・再開			○					△			
診療施設の廃止				○				△			

注1) 添付書類のうち、「△」は放射線診療装置等を装備する施設や開設者が法人の施設については、追加提出の必要がある様式や書類があることを項目毎に示している。

注2) 開設者の個人から法人への変更、親から子への継承、施設の譲渡等、開設者を変更した場合は新規開設となるため開設届が必要となるが、同時に旧施設の廃止届も必要。

また診療施設の移転、往診診療から在宅診療への変更、全面的改築や建て替えを行った場合も新規開設になるので、開設届とともに旧施設の廃止届が必要。

注3) エックス線診療装置を保有している場合は、様式第5号の1に必要事項を記入したものを添付すること。

なお、4面の「電離放射線漏えいエックス線量測定報告書」については、6か月以内に測定した結果に基づき書類を作成すること。

注4) エックス線診療装置以外の放射線診療装置を保有している場合は、様式第5号の2~6のうち該当する様式に必要事項を記入したものを添付すること。

注5) 獣医師を雇用する診療施設については、開設者や管理者等が獣医師免許の原本確認を行い、提出する獣医師免許(写)の余白に「原本確認済み 確認者:氏名」と記載すること

獣医師を雇用しない診療施設については、届出の提出時もしくは、家畜保健衛生所による施設立入時に獣医師免許の原本確認を受けること。

管理者の住所のみが変わった場合は、獣医師免許(写)の提出は不要。

注6) 開設者が法人の場合、定款(目的に動物病院の経営等が記載されていること)を添付すること。